

(資料) 「地域人権運動」理解のために

1) 権利擁護・復権・創造の運動課題

1. 自由権

- ①国家権力等から制約を受けたり強制されずに自由にものを考え行動する自己決定の権利
- ②住み慣れた所に住み続ける自由や移転の自由
- ③財産の形成や確保など経済活動の自由
- ④思想・信条、表現の自由
- ⑤当事者の合意に基づく婚姻の自由

2. 幸福に生きる権利

- ①自分の目的、理想の実現に向けて努力し成し遂げ、人間らしく生きる自己実現の権利
- ②人間らしい生活ができる賃金の確保と働き方をする権利、就労機会が保障され地域で働き続ける権利
- ③人格やプライバシーの権利をはじめ第3世代の権利
- ④平和で安心・安全に暮らせ、人間らしく幸せを感じられる環境で生活する権利
- ⑤医療、介護、文化、スポーツなどのサービスを受ける権利
- ⑥個人や家庭が自立し、社会や国の保護・援助を受ける権利
- ⑦教育の機会均等が実質的に保障され、教育や文化を受け学習する権利
- ⑧情報公開により行政等の文書情報等を知り、アクセスする権利
- ⑨公共的住民サービスの維持・確保を求め請願する権利
- ⑩主食を含む食料を生産・流通・確保する権利
- ⑪地域経済の循環、活性化を求める権利
- ⑫公共交通などの整備で移動の自由を確保する権利
- ⑬地域に居住するすべての住民が、等しく個人として尊重され認められる権利
- ⑭「社会的文化的に形成された性別」である『ジェンダー平等の実現』のため、社会の制度や慣習・慣行の見直しを求める権利

3. 住民自治権

- ①ふれあいと助け合いを進める自治・コミュニティーを育成する権利
- ②災害、犯罪、貧困などから住民生活の安全を保護する権利
- ③自然、歴史、文化に育まれた良好な景観と地域の伝統文化を継承する権利
- ④世代のバランスがとれた地域へと地域づくりへの参加と暮らしの協同をする権利

## 2) なぜ「憲章」策定か

規約前文は「全国地域人権運動総連合は、日本社会における人権確立運動の積極的なたたかひの伝統を受け継いで、憲法を暮らしに生かし、地域社会と居住者の権利を擁護し創造する運動を展開する」とあります。

しかし、「地域社会と住民の権利を擁護し創造する運動」の中味が、短期の運動方針であっては羅針盤たり得ません。そこで地域社会の住民と連帯して取り組む「地域人権」という旗印を根本的な原則に関するきまりである「憲章」形態で整理し、規約前文に掲げてある内容を長期的展望をもって実践するために策定するものです。

また地域社会の問題は、特定の個人・団体が単独で解決しうるものもありますが、住環境の改善や福祉制度の充実運動に見られるように圧倒的には個人・団体がネットワークを構築し、地域住民運動として創造的に解決しなければならないものばかりです。

ネットワーク型組織の地歩を確かなものにし、さらに発展するためには、地域で活動する諸団体が承認できる共通目標が必要です。その目標となるのが「地域人権憲章」です。

とりわけ全国人権連は、旧身分に関わる社会問題の克服を課題にした部落解放運動から卒業し、地域社会を基礎に人権の確立をめざす運動へと発展的転換を果たしましたが、新しい段階での運動に大きく前進する必要があります。

## 3) 地域社会

人は誰でも地域社会に居住し、地域の歴史、風土、環境のなかで成長し、労働し、政治に参加し、社会関係を形成しています。憲法が保障する人権の基盤も地域社会に存在します。

地域社会にはあからさまな権力関係が認められず、したがって対等な人間関係が成立しやすく、それゆえ地域社会こそ、憲法秩序にかなった本来の市民社会が成立する豊かな可能性が存在する空間です。地域社会は自由と民主主義の砦となる豊かな可能性を有した空間でもあります。

こうした地域社会において、人権と民主主義、住民自治の確立をはかる多様な住民運動を包含するのが地域人権運動です。

地域人権とは、民主主義が思想制度実質（国民のたたかひの状況）で分析されるように、地域社会に憲法の人権規定から光をあて権利をめぐる課題状況を明らかにし、人権の確立と貧困と格差をなくする思想であり地域住民共同の運動を表します。

## 4) 地域社会の現状

失業率の高さは、収入の道を閉ざされた人々の増大を意味し、また運良く職が見つかったとしても、低賃金でまた不安定な雇用条件で働かされる場合が多

いみられます。加えて高齢化は所得格差を拡大する要因であることを考え合わせるならば、経済停滞と高齢化を特徴とする現代日本は、地域の状況を一層厳しいものにしていきます。

さらに、核家族化や日本的超長時間労働が人々と地域とのつながりをさらに希薄にさせました。そして最近では、グローバル化の中でのデフレにより、地域のつながりの核となっていた商店街や地元産業が衰退してきています。

ところで物事には必ず二つの側面があります。地域の現実が厳しいとしても、一方でこれに対抗する手段を住民に与えているからです。というのは巨額な財政赤字は、国や地方自治体に小さな政府を指向させており、その中で福祉の民間委託が進んでいますが、これは福祉の切り捨てを意味する反面で、地域の自主的な運動の可能性を与えてもいるからです。

加えて地方に財政的権限を下ろしていく傾向（地方の時代）も追い風となっています。もともと福祉を国家が丸ごと管理していくやり方は、非効率的で個人のニーズの多様性に応えられないだけでなく、国家による福祉対象者の管理とそれにとまなう人権侵害の点で批判が強かったものです。福祉先進国の北欧では、そのため福祉の経営主体は、地域コミュニティが担う形へと変わってきているという報告もあります。

いま日本経済は、小泉内閣以降の「構造改革」路線のもとで、かつてない深刻な状況におちいつています。この「構造改革」路線とは、①中小企業の倒産と失業を激増させる「不良債権の早期最終処理」、②大企業のリストラ応援などの「競争的経済システム」づくり、③社会保障改悪など国民負担増を押し付ける「財政構造改革」、です。

この「構造改革」路線のもとで、これに拍車をかけるように同時多発テロ事件と報復戦争が、日本のみならず世界の経済に大きく悪影響を与えています。

現在の経済指標は、どれをとっても、個人消費、設備投資、失業率、中小企業の倒産、経済成長率など、史上最悪の状況になっています。いまこそ、リストラに反対し、雇用を守るたたかいを推し進め、地域経済を守るために地域ぐるみのたたかいを組織する必要があります。

## 5) 地域は自由と民主主義の砦

前近代すなわち資本主義的な生産関係が一般化し、それに見合った政治的形式（国民国家）が成立する以前においては、地域はいわば自己完結的な存在でした。またこの時代には、地域は閉鎖的な空間であり、そこには濃密な人間関係が支配していました。しかしその後、資本主義的な生産関係の一般化とそれに伴う都市化、また教育水準の向上などにより社会は流動化し、地域の役割が大きく変化することになります。このことは一面では、人々のつながりを希薄なものにしましたが、他面では自発性を契機とする新しい地域共同体の幕開けを可能としました。

その意味で地域の変化と地域的きづなの解体は、身分秩序に代わる新しい対等で自由な人間関係を形成する上で、必要なプロセスでもありました。したがってそこにおける人間関係は、自由で対等と言うにはほど遠かったものです。

これに対して、地域の間人間関係にはひと味違った性格がありました。すなわちそこにはあからさまな権力関係が認められず、したがって対等な人間関係が成立しやすいからです。それ故地域こそ、憲法秩序にかなった本来の市民社会が成立する豊かな可能性の存在する空間であり、自由と民主主義の砦となる豊かな可能性を有した空間です。

## 6) 地域社会の可能性

ハイテク化、情報化、サービス化といわれる産業構造の変化が、地域に独自の産業や文化を求める内発的発展をうながし、内発的発展という考え方が、地域と行政の関係を変えて行きます。すなわちこれからの地域開発は、NPOなどの組織を活用しながら、住民が主体となって計画をつくり、行政は後見人としてこれにサービスをする形に変化していくでしょう。

このような地域開発のあり方の変化は、地域の民主化を進めるだけでなく、実は日本の政治全体の民主化と財政の健全化にもつながっています。というのは、これまでの地域政策は大型の公共事業を政治家が地域に誘導してくることにより、土建業者に利益を与える形で行われていましたが、これが政治家への資金と票の提供を期待してのことであることは言うまでもありません。その結果生まれたのが、政・官・業の癒着と地域における保守支配であり、そして膨大な国や地方の借金でした。このように考えると、環境や福祉、教育、文化を柱とした住民主体の地域づくりは、地域住民の利益にかなうと同時に、日本の政治を根本から変える重要な意義を有していることが分かります。

## 7) 地域社会の諸側面と分析視点

地域社会の諸側面とは、①自然環境の側面—自然環境のあり方が、そこに住む人間の人格形成にも影響を与え、社会的に優劣を付与することに利用されたりもします、②物的な環境の側面—都市に代表される人間が自然に働きかけ、これを加工し、これを変えた側面が地域です、③社会関係の側面—古い社会関係が多くある地域であれば、同じ人間が尊いものと、賤しいものとに分けられ、上と下との関係で処理されます、④社会集団の側面—人間が所属したり関係したりするいろいろな社会集団の集まりで、同族などの古くからの集団がなお大きな役割を果たしているところと、自主的・自覚的につくられた互いに対等・平等な関係を取り結ぶ集団が多くつくられているところとでは、人間形成や生活にも大きくちがった影響を与えます、⑤文化としての側面—歴史的につくられた地域の文化に集約されることによって個性が地域にみられます、⑥産業構造の側面—地域の産業がどのようなものでどうなっているかは決定的な意味合

いを持ち、これまで取り上げた5つの側面を左右します。

この6つの側面からそれぞれの地域社会の実状を見ていき、地域社会の到達段階を以下の3つの視点から分析しながら、住民自立を柱にした民主的地域づくりを推し進め、新たな地域社会の再生を実現していくことが大切です。

地域社会の分析の視点とは、①地域が人びとの労働や生活で人間らしさが保たれるかどうか、②その地域が人間形成にとって積極的な力を発揮しているかどうか、③それぞれの地域で近代化を民主化の方向で実現しているかどうか、です。

## 8) 発展する人権概念

人権ということばは、人間のその時々々の要求だけでなく、歴史を越えた人間解放への願いや要求が前提になっています。この人間解放の要求が歴史の一定の発展段階としての近代社会への変革期に、人権ということばで表現されるようになります。人権の内容には、その当時の働く人びと（労働者階級）の要求も大きく反映していました。その後の歴史も、労働者階級を中心に人権ということばを活用した、人民の権利獲得のたたかいが大きく前進してきました。したがって、人権のことばには時代とともに中身を豊かにし、細分化させるものがあります。人権は、次から次に内容が発展していくために、人びとの支持を得るのです。

## 9) 地域人権運動の歴史的社会的意義と前進の基盤

地域社会に人権を擁護・前進させる取り組みは、生活の共同性と地域性に基づく社会関係である地域社会において、このかかわりから派生する多様な生活要求を、人間の尊厳にもとづき自由で豊かな人間らしい地域生活の確立を求めて、現実の権利として実現をはかってゆくものです。この権利には、これまで歴史的社会的に権利として確立してきたものもあれば、人権が人間解放の要求を前提にしていることから、新たな権利の創造に通じるものもあります。

こうして地域人権を実現する主体である地域住民運動は、地域社会に存在する多様な社会的課題の解決をめざす、住民の自主的な恒常的な集団運動であり、住民自治の自覚に裏付けられた組織体として、地域社会で人間の尊厳を実現するために、住民の権利の擁護と創造を伴う社会的行為と位置づけられるとともに、歴史的社会的意義があるものです。

いま政府・与党による、所得格差・地域間格差拡大と社会保障水準の大幅低下の攻撃に対し、住民連帯の立場で、介護・教育・就労・生保などの課題で政治的信条を問わず、地域づくり運動を前進できる状況があります。

私たちは、これら地域社会に見られる諸問題に積極的に取り組むことを通じて、地域における住民の権利の創造に取り組んでいきます。

## 10) 用語解説

### (新自由主義)

新自由主義とは、社会保障など政府の機能の縮小と大幅な規制緩和、市場原理万能を特徴とする経済思想のことです。「市場競争」の中で、効率的に利益を上げることができるかどうかで、人々の活動を評価するため、社会保障分野など国民生活に関連する政府機能の縮小や規制緩和万能路線を特徴としています。

新自由主義が世界的な潮流となっていくのは、多国籍企業の世界的展開が背景にあります。新自由主義の下では、資本主義の本性と害悪がむき出しになります。アメリカ発の世界的な経済・金融危機の元凶となった投機マネーの暴走を野放しにしました。貧富の格差が拡大し、途上国の貧困が悪化。世界的な批判を浴びています。

1980年代に登場したイギリスのサッチャー政権やアメリカのレーガン政権に影響を与えた考え方です。

両政権は第二次大戦後の「福祉国家」路線が財政危機や経済低迷をもたらしたとして、新自由主義的施策を実行。日本でも、中曽根政権以来、種々の規制緩和、電話、鉄道、たばこ、郵政などの「民営化」、社会保障改悪が実施され、この流れは現在も続いています。

2001年4月の小泉政権発足にともない、竹中「構造改革」が進みます。

「(構造改革とは)競争社会をつくり、弱い者は去り強い物は残ること」が持論の竹中氏は、不良債権処理、規制緩和を次々と推進しました。その結果、一握りの大企業には空前の利益をもたらす一方、多くの中小業者を倒産に追い込み、商店街を「シャッター通り」に変え、低賃金にあえぐ不安定雇用を拡大しつづけました。

### (グローバリズム)

多国籍企業の地球大の戦略。資本調達、人員の雇用、生産、マーケティングなどを、一国経済を超えて世界的規模で展開すること。

### (第3世代の人権)

人民の自決権、発展の権利、平和的生存権、環境保全権など、個人の権利というより集団全体の権利を内容とする新しいカテゴリーとしての人権です。途上国を中心に国連の場で主張されています。国内では憲法の人権条項に明示されていない権利が指摘されます。

ちなみに、第1世代の人権とは言論、出版、思想、良心、信教の自由や政治的参加の権利をいい、第2世代の人権とは労働者の権利、教育の権利、福祉や健康に関する権利、文化的生活を営む権利など、主に国家の積極的行為により確保される権利をいいます。